

目標設定型排出量取引制度における
医療施設に対する目標削減率の緩和措置に
関するガイドライン

2020（令和2）年4月

埼玉県環境部

目 次

1 本ガイドラインの目的	1
2 基本的な考え方	1
3 適用期間	1
4 緩和措置の対象となる事業所の要件	2
5 緩和措置の程度	3
6 対象の確認方法	3
7 具体的な提出方法等	6
8 確認書の記載方法	7

様式 1 医療施設に関する目標削減率の緩和措置に係る確認書

様式 2 - 1 ~ 2 目標設定型排出量取引制度に係る目標削減率の緩和について

凡例

青い文字 : 東京都環境局の「総量削減義務と排出量取引制度における医療施設に対する削減義務率の緩和措置に関するガイドライン」(令和2年4月改正版)と異なる部分

1 本ガイドラインの目的

本県では、令和2年3月に策定した埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）において、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減するという目標を掲げている。

また、制度の基盤となる「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号。）に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画」の作成・提出等を義務付けている。

さらに、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度（以下「本制度」という。）を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携しながら運用を進めている。

本制度においては、埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針（平成24年埼玉県告示第402号。以下「指針」という。）別表第4に定められた目標削減率について、同表備考1～4に基づき緩和措置を設けている。

本ガイドラインは、主たる用途が、人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠である病院その他の医療施設（以下「医療施設」という。）で構成されている事業所について、緩和の要件及びその該当の可否を確認するための手順を記載したものである。

2 基本的な考え方

主たる用途が、人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠である病院その他の医療施設（以下「医療施設」という。）で構成されている事業所については、指針別表第4備考2に基づき、本制度の第3削減計画期間に適用される目標削減率を減ずるもの（以下「緩和措置」という。）とする。

指針 別表第4（令和2年4月1日施行）

備考

- 2 大規模事業所のうち、知事が別に定めるところにより、主たる用途が病院その他の医療施設で構成される事業所として認めたもの（備考1に該当する事業所を除く。）の目標削減率は、この表の区分に応じ、割合1の欄に掲げる値から100分の2を減じた値とする。

3 適用期間

本ガイドラインは第3削減計画期間（令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで）において、適用される。

4 緩和措置の対象となる事業所の要件

緩和措置の対象となる（主たる用途が医療施設である）事業所の要件は、第3削減計画期間において、指針別表第4の第2表中「割合1」の欄に掲げる目標削減率（22%又は20%）が適用される事業所に医療施設があり、当該医療施設からの目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量が1/2以上を占めている事業所とする（「排出量の1/2以上」の判断基準は、P.3及びP.4「6 対象の確認方法」参照）。

(1) 緩和措置の対象となる事業所

緩和措置の対象は、第3削減計画期間において22%又は20%の目標削減率が適用される事業所である。このため、第3削減計画期間で新たに本制度の対象となる事業所又は第1削減計画期間あるいは第2削減計画期間の途中で本制度の対象となった事業所で第3削減計画期間中の目標削減率が8%又は6%、15%又は13%である期間は対象とならない。

また、指針別表第4の備考1の規定に基づき、中小企業等が設置する事業所の目標削減率の緩和措置が適用される事業所も、対象にならない。

(2) 医療施設

医療施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所をいう。

なお、当該医療施設が無くなるとその機能を失ってしまう付随施設（当該医療施設の管理下にあることが必須）も含むものとする。

付随施設の例：専ら当該医療施設関係者が使用する飲食及び日用品を提供する施設、運動施設等

医療法（昭和23年法律第205号） 抜粋

第1条の5 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

第2条 この法律において、「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。

5 緩和措置の程度

(1) 目標削減率から減ずる程度

緩和措置の対象となる事業所に対して、本制度の目標削減率から減ずる程度は2%とする。この緩和措置は医療施設だけに適用するものではなく、当該医療施設を含む事業所の目標削減率に適用する。

表1 目標削減率から減ずる程度

	適用前	適用後
区分Ⅰ－Ⅰの事業所	22%	20%
区分Ⅰ－Ⅱ又は区分Ⅱの事業所	20%	18%

(2) トップレベル事業所の目標削減率

緩和措置の対象となる事業所がトップレベル事業所（準トップレベル事業所を含む。）に該当する場合は、医療施設の緩和措置を適用した目標削減率に対して、トップレベル事業所の緩和率（1/2 又は 3/4）を乗じて当該事業所の目標削減率を算定する。

(例) 区分Ⅰ－Ⅰの事業所（目標削減率 22%）が医療施設の緩和措置に該当し、かつトップレベル事業所に該当する場合に適用する目標削減率は、次のように算定する。

$$\begin{aligned} (22\% - 2\%) \times 1/2 &= 10\% \quad (\text{トップレベル事業所}) \\ (22\% - 2\%) \times 3/4 &= 15\% \quad (\text{準トップレベル事業所}) \end{aligned}$$

6 対象の確認方法

本制度において緩和措置の対象となる事業所であるか（事業所の主たる用途が医療施設であるか）の確認は、目標削減率の緩和措置を受けようとする年度の状況を、次の(1)から(3)までのとおり確認することにより行うこととする。

(1) 医療施設の有無の確認（手順①）

医療施設（P.2 4(2)に定義する「医療施設」）が、事業所内にあるか確認する。医療施設に該当するかは医療法に基づく許可書等や、実態を踏まえて判断する。

(2) 「排出量の1/2以上」の要件を確認する範囲（手順②）

医療施設が含まれる範囲（受電単位又は建物単位のいずれかを選択）において、医療施設が主要な施設である場合、当該範囲を(3)において「排出量の1/2以上」の要件

を確認する範囲とする。

主要な施設であるかは、ア又はイの方法により判断する。

ア 受電単位

事業所を受電範囲ごとに分割し、(1)の医療施設の年間使用電力量(a)が、医療施設が存在する受電範囲の年間受電電力量(b)の1/2以上であれば主要な施設とする。電力量及び受電量は購買伝票等又は実測で把握することとする（把握方法については、[エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン第2部第4章](#)を参照）。

$$\text{割合} = \frac{\text{医療施設の年間使用電力量(a) [kWh]}}{\text{医療施設が存在する受電範囲の年間受電電力量(b) [kWh]}} \geq \frac{1}{2}$$

イ 建物単位

事業所を建物ごとに分割し、(1)の医療施設が占める床面積(c)が、医療施設が存在する建物の延べ床面積(d)の1/2以上であれば主要な施設とする。

$$\text{割合} = \frac{\text{医療施設が占める床面積(c) [m}^2\text{]}}{\text{医療施設が存在する建物の延べ床面積(d) [m}^2\text{]}} \geq \frac{1}{2}$$

(3) 「排出量の1/2以上」の確認(手順③)

(2)で確認した範囲における[目標設定ガス\(エネルギー起源CO₂\)](#)排出量が事業所全体の排出量の1/2以上であることを確認する。排出量は、購買伝票等又は実測で把握することとする（把握方法については、[エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン第2部第4章](#)を参照）。ただし、当該範囲の排出量が把握できない場合は、当該範囲の床面積が事業所の延べ床面積の1/2以上であったとき、「排出量の1/2以上」とみなすことも認める。

なお、排出量の算定に当たっては、[エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン](#)の第2部第6章に規定する算定方法は適用しない。また、特定計量器以外の計量器による計量がされていても、保守的な算定を適用しない（(2)アにおいても同様とする）。

ア 排出量

$$\text{割合} = \frac{\text{(2)で確認した範囲((2)ア又はイ)の排出量 [t-CO}_2\text{]}}{\text{事業所全体の排出量 [t-CO}_2\text{]}} \geq \frac{1}{2}$$

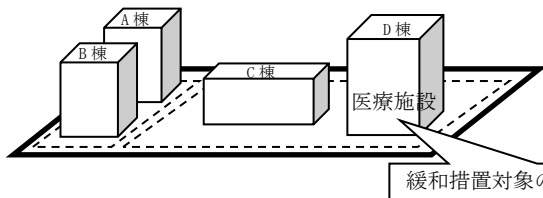
イ アでは確認できない場合

$$\text{割合} = \frac{\text{(2)で確認した範囲((2)ア又はイ)の床面積 [m}^2\text{]}}{\text{事業所の延べ床面積 [m}^2\text{]}} \geq \frac{1}{2}$$

～「医療施設」及び「排出量 1/2 以上」の確認方法の例～

手順① 医療施設の有無の確認

事業所内に医療施設があるか確認する。

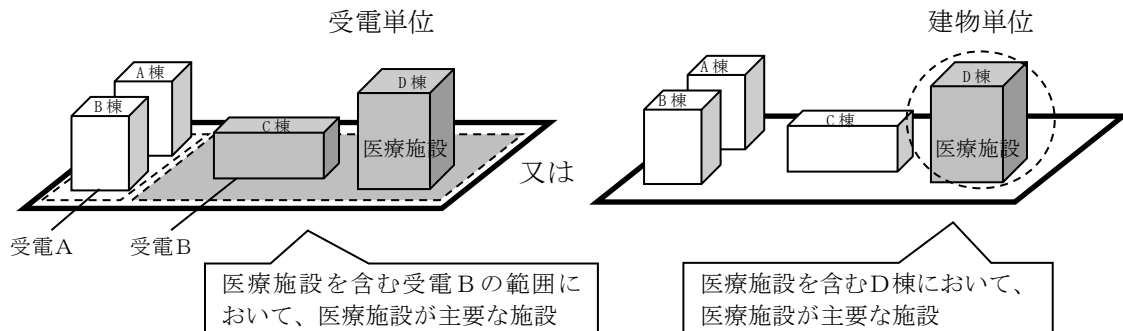


※実線枠が事業所範囲、点線枠が受電範囲をそれぞれ表す。

手順② 「排出量の 1/2 以上」の要件を確認する範囲

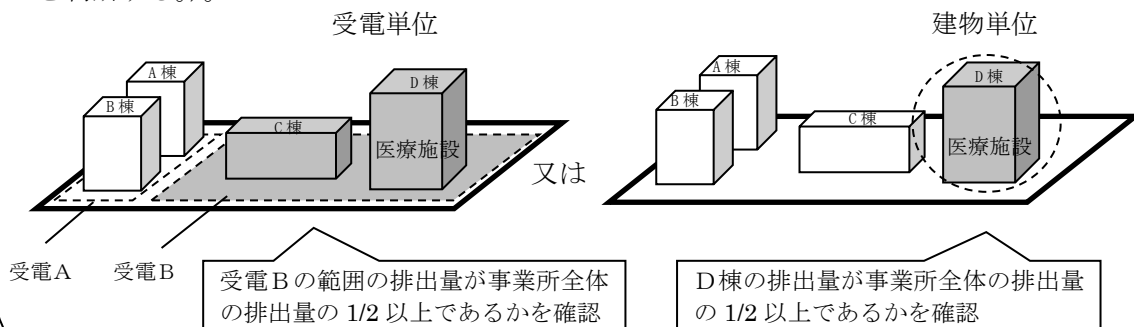
医療施設が含まれる範囲（受電単位又は建物単位）において、医療施設が主要な施設であるか確認する。受電単位では主要な施設とならない場合であっても、建物単位で主要な施設であると確認できれば、「排出量の 1/2 以上」の要件を確認する範囲を建物単位とすることができる。

※網掛けの受電範囲又は建物が要件確認する範囲となる。



手順③ 「排出量の 1/2 以上」の確認

手順②で医療施設が主要な施設であると確認された範囲における排出量が、事業所全体の排出量の 1/2 以上であるか確認する（排出量の把握ができない場合は床面積で 1/2 以上を判断する。）。



7 具体的な提出方法等

(1) 提出書類

次のア及びイを提出すること。なお、検証機関の検証は不要である。

また、既存の資料のコピー等の添付でも可とし、2か年度目以降変更がない場合は、添付書類の提出を省略することができる（変更がある場合は、変更後の最新版の資料を添付して提出）。

ア 医療施設に対する目標削減率の緩和措置に係る確認書（様式1。以下「確認書」という。）

イ 添付書類

(ア) 医療法に基づく許可書の写し（医療法第8条による開設の場合は届出書の写し）

(イ) 医療施設の範囲がわかるもの（医療施設に係る平面図、建築確認申請書、賃貸借契約書等）

(ウ) 医療施設が主要な施設であることがわかるもの（電力量や床面積等の資料）

(エ) 医療施設を含む範囲の排出量が1/2以上であることがわかるもの

(オ) その他、埼玉県が必要と認めたもの（購買伝票等）

(2) 提出時期

確認書等は緩和措置の適用を受ける年度の翌年度の9月末（例えば、令和2（2020）年度に緩和措置の適用を受ける場合は、令和3（2021）年度の9月末）までに提出するものとする。

確認書の提出による緩和措置は、提出年度の前年度のみに適用される（例えば、令和3（2021）年度に確認書を提出した場合は、令和2（2020）年度のみに適用）ため、引き続き緩和措置の要件に該当し、適用を受ける場合は、毎年度の地球温暖化対策計画・実施状況報告書（以下「温対計画書」という。）提出時に確認書を提出する必要がある。

(3) 埼玉県からの通知

埼玉県は、提出された確認書により緩和措置の要件を満たすか確認し、当該事業所へ確認結果（当該事業所に適用する目標削減率）を通知する（様式2-1）。

なお、前年度から継続して目標削減率が緩和される場合は、様式2-1による埼玉県からの通知は行わない。

(緩和措置の要件を満たさなくなった場合)

緩和措置の適用を受けた以降の年度に、事業所の状況変化等によって確認書の内容が変更された又は確認書の提出がなされなかったことにより、埼玉県が緩和措置の要件を満たさなくなったと認めた場合には、当該事業者に対して、その旨を通知する(様式2-2)。

また、目標設定ガス(エネルギー起源CO₂)排出量について検証機関により検証した結果、過年度に提出した確認書について内容に変更が生じ、埼玉県が当該変更により緩和措置の要件を満たさなくなったと認めた場合にも、同様に当該事業者に対して、その旨を通知する(様式2-2)。

表2 手続の流れ

年度等	第3削減計画期間		
	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度
事項	医療施設に対する緩和措置の対象となる事業所に該当	◎9月末までに、確認書を提出 →○県通知	以降、毎年度温対計画書提出時に提出

※令和3(2021)年度に提出された確認書により緩和措置の適用が認められた場合は、令和2(2020)年度の目標削減率が緩和される。

8 確認書の記載方法

確認書は、次のとおり記載する。

- 「事業所番号」及び「大規模事業所の名称」欄
事業所番号、事業所の名称は温対計画書及び算定資料と同様に記載する。
- 「連絡先」各欄
本確認書の作成担当者の連絡先について記載する。埼玉県は作成担当者あてに確認書の審査に係る照会等を行うので、実際に作成作業に当たっている方の情報を記入すること。

(別添1 緩和対象となる医療施設について)

- 「1 医療施設が主要な施設であるかの確認」各欄
受電単位か建物単位のどちらかを選択し、該当する数値[※]を入力する。割合については、それぞれ該当する数値を入力すれば、自動的に計算される。
また、電力量又は面積の説明欄には、範囲が明確にわかるように記載し、付随施設を含む場合は、その名称等を記載すること。

なお、記載する数値等は添付書類と整合すること。

※ 床面積については、提出年度の前年度末の値を入力する。

・ 「2 排出量の1/2以上の確認」各欄

排出量（把握できない場合は床面積）の数値^{*1, 2}を入力する。割合については、それぞれ該当する数値を入力すれば、自動的に計算される。

なお、記載する数値等は添付書類と整合すること。

※1 排出量については、エネルギー起源CO₂排出量算定資料と同様に端数処理を行い、整数値とする。

※2 床面積については、提出年度の前年度末の値を入力する。

・ 「3 備考」欄

該当する場合はチェックを入力する（初回提出時はチェック不要）。

・ 「4 添付する書類」欄

添付書類の名称等を記載する。

様式 1

医療施設に関する目標削減率の緩和措置に係る確認書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

提出者

印

〔 個人事業者にあつては、住所及び氏名
(自署又は記名押印) 〕

下記の事業所について、令和 年度の目標削減率の緩和措置を受けたいので、「緩和対象となる医療施設について」を添付して申し出します。

事業所番号			
大規模事業所の名称			
連絡先	所属事業者名		
	郵便番号		
	所在地		
	所属部署		
	担当者職名		
	担当者名		
	電話番号		
	FAX 番号		
	E-mail アドレス		
※ 受付年月日	年	月	日
	※ 整理番号		
※備考			

- 注 1 複数の大規模事業所を設置している場合は、事業所ごとに作成すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。

日本産業規格A列4番

(別添1)

緩和対象となる医療施設について

1 医療施設が主要な施設であるかの確認

● 受電単位	年間受電 電力量		kWh	○ 建物単位	建物の 延べ床面積		m ²
	医療施設の 年間使用 電力量		kWh		医療施設が 占める床面積		m ²
	割合		%		割合		%
電力量又は 面積の説明							

2 排出量の1/2以上の確認

○ 排出量	事業所全体の 排出量		t-CO ₂	○ 床面積*	事業所の 延べ床面積		m ²
	医療施設の要 件を確認した 範囲の排出量		t-CO ₂		医療施設の要 件を確認した 範囲の床面積		m ²
	割合		%		割合		%
排出量又は 面積の説明							

*排出量の把握ができない場合に選択してください。

3 備考

以下に、該当する場合は、□をチェックしてください。

- 前回提出時から医療施設の状況に変化はない(二回目の申請以降にチェックしてください。)

4 添付する書類

	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり

様式 2 - 1

温 対 第 号
年 月 日

埼玉県環境部温暖化対策課長

(公 印 省 略)

目標設定型排出量取引制度に係る目標削減率の緩和について

年 月 日付けで提出された医療施設に対する目標削減率の緩和措置に係る確認書を審査した結果、目標削減率を下記のとおり適用しますので、通知します。

事業所番号			
事業所の名称			
事業所の所在地			
		適用される目標削減率	緩和対象の可否
事業所に適用される 目標削減率	令和2年度		
	令和3年度		
	令和4年度		
	令和5年度		
	令和6年度		
留意事項 令和 年度以降の目標削減率の緩和は、医療施設に関する目標削減率の緩和措置の要件を満たさなくなった場合又は令和 年度以降毎年「医療施設に関する目標削減率の緩和措置に係る確認書」が提出されない場合、適用されません。			

日本産業規格 A 列 4 番

様式 2 - 2

温 対 第 号
年 月 日

埼玉県環境部温暖化対策課長

(公 印 省 略)

目標設定型排出量取引制度に係る目標削減率の緩和について

年 月 日付けで提出された医療施設に対する目標削減率の緩和措置に係る確認書を審査した結果（ 年度に医療施設に対する目標削減率の緩和措置に係る確認書が提出されなかったことにより／ 年度の第三者検証により）、令和 年度以降の下記事業所の目標削減率の緩和措置を取り消しましたので、通知します。なお、緩和措置取り消し後の目標削減率は下記のとおりです。

事業所番号			
事業所の名称			
事業所の所在地			
		適用される目標削減率	緩和対象の可否
事業所に適用される 目標削減率	令和2年度		
	令和3年度		
	令和4年度		
	令和5年度		
	令和6年度		

日本産業規格 A 列 4 番